

自家栽培とは、販売目的の食品・飲料物ではなく、自ら採取、栽培したものなどを示します。
流通品とは、販売されている食品・飲料物であることを示します（個人販売も含みます）。

平成 29 年 12 月 12 日(火曜日)

単位:(ベクレル／キログラム)

検体名	地域	放射性セシウム 134(検出限界値)	放射性セシウム 137(検出限界値)	合計値 (検出限界値)	備考
玄米	南部	検出せず(11.90)	検出せず(11.20)	検出せず(23.10)	流通品

※精密測定検査結果：独立行政法人国民生活センターのゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の結果です。市で行っている簡易検査において検体の放射性セシウム 134、137 の合計が 50 ベクレル／kg 以上であった場合で、希望される方は、この精密測定を行うことができます。

検出限界値未満の数値の表記について

1. 検出限界値とは

化学分析の用語で、「検査機器で検出できる最小の値」を検出限界値といいます。

2. 本検査での検出限界値

検出限界未満の値については、放射性セシウムの検出が証明できない値であるため、本検査においては「検出せず」と表記しています。

放射性セシウムの基準値

単位：ベクレル／キログラム

食品区分	飲料水	牛乳	乳幼児食品	一般食品 (左記以外)
基準値	10	50	50	100

※数値は、セシウム 134 と 137 の合計値です。